年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

申立人は、申立期間のうち、平成 12 年 2 月から同年 12 月までの期間及び 15 年 1 月から 19 年 9 月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、12 年 2 月から同年 12 月までは 14 万 2,000 円、15 年 1 月から同年 12 月までは 15 万円、16 年 1 月から同年 12 月までは 16 万円、17 年 1 月から同年 12 月までは 18 万円、18 年 1 月から同年 12 月までは 22 万円、19 年 1 月から同年 9 月までは 24 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月から19年12月まで

申立期間の標準報酬月額が実際の給料と相違しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年2月から同年12月までの期間及び15年1月から19年9月までの期間については、住民税課税基礎資料(平成13年度(12年分所得)市民税・県民税照会回答書、及び15年分から19年分までの給与支払報告書)により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額の保険料を給与から控除されていたことが推認できる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成 12 年 2 月から同年 12 月までは 14 万 2,000 円、15 年 1 月から同年 12 月までは 15 万 円、16 年 1 月から同年 12 月までは 16 万円、17 年 1 月から同年 12 月までは 18 万円、18 年 1 月から同年 12 月までは 22 万円、19 年 1 月から同年 9 月まで

は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記住民税課税基礎資料において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、住民税課税基礎資料で推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 13 年 1 月から 14 年 12 月までの期間及び 19 年 10 月から同年 12 月までの期間については、住民税課税基礎資料(平成 14 年度(13 年分所得)、15 年度(14 年分所得)市民税・県民税照会回答書、及び 19 年分給与支払報告者)により、当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないと認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、 平成16年9月から17年8月までは18万円、同年9月から18年3月までは 17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂 正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行 していないと認められる。

また、申立期間②、③及び④に係る標準賞与額の記録については、申立期間 ②は3万円、申立期間③は15万円、申立期間④は17万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和36年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月から18年3月まで

② 平成16年11月29日

③ 平成17年6月29日

④ 平成 17 年 11 月 29 日

A社で勤務していた期間の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているが、基本給は18万円だった。給与明細書を提出するので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

また、賞与については、厚生年金保険の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成16年9月から17年7月までの期間、同年9月及 び同年11月から18年3月までの期間について、申立人から提出された給与 明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月 額よりも高額の給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚 生年金保険料よりも高額の保険料を事業主により給与から控除されていた ことが確認できる。

また、申立期間①のうち平成17年8月及び同年10月について、申立人は、 当該期間の給与明細書を保管していないものの、当該期間とその前後の期間 に係るオンライン記録の標準報酬月額が同額であることから、申立人は、当 該期間においても、前後の期間の給与明細書で確認できる保険料控除額(1 万2,222円)と同額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい たものと推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これ に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除してい たと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報 酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の 額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認又は推認できる保険料控除額から、平成16年9月から17年8月までは18万円、同年9月から18年3月までは17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、上記の給与明細書において確認等できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 一方、申立期間①のうち、平成16年8月については、申立人から提出された給与明細書の厚生年金保険料控除欄には0円と記載されており、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。
- 2 申立期間②、③及び④について、申立人から提出された賞与明細書、平成 17 年分源泉徴収票及び預金通帳により、申立人は当該期間に係る賞与を支 給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除さ れていたことが認められる。

ただし、上記のとおり、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書、又は平成 17 年分源泉徴収票から認められる保険料控除額から、申立期間②は3万円、申立期間③は15万円、申立期間④は17万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行した か否かについては、上記のとおり、当時の事業主は、当時の資料は無く、詳 細は不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いこ とから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かに ついては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行った とは認められない。

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は20万円、申立期間②は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月26日

② 平成18年7月24日

申立期間①及び②について、A社から賞与が支給されたにもかかわらず、 当該賞与の記録が無い。当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、銀行から提出されたお取引明細表により、申立人は、 当該期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された当該期間の賞与明細書によると、いずれも 賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる ことから、申立人についても、賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が事業 主により控除されていたものと推認される。

したがって、申立期間①に係る標準賞与額の記録については、上述のお取引明細表において確認できる振込額により推認できる賞与支給額から、20万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、 当該期間において、その主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険 料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付したか否かについて不明

としているが、オンライン記録によると、申立人を含むA社の被保険者全員について、当該期間に係る賞与記録が確認できない上、複数の同僚から提出された賞与明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていることが確認できるところ、社会保険事務所(当時)がこれら複数の同僚の賞与支払届に係る処理をいずれも誤るとは考え難いことから、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月26日

② 平成18年7月24日

申立期間①及び②について、A社から賞与が支給されたにもかかわらず、 当該賞与の記録が無い。当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、銀行から提出されたお取引明細表により、申立人は、 当該期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された当該期間の賞与明細書によると、いずれも 賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる ことから、申立人についても、賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が事業 主により控除されていたものと推認される。

したがって、申立期間①に係る標準賞与額の記録については、上述のお取引明細表において確認できる振込額により推認できる賞与支給額から、20万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、 当該期間において、その主張する標準賞与額(20万円)に基づく厚生年金保険 料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付したか否かについて不明

としているが、オンライン記録によると、申立人を含むA社の被保険者全員について、当該期間に係る賞与記録が確認できない上、複数の同僚から提出された賞与明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていることが確認できるところ、社会保険事務所(当時)がこれら複数の同僚の賞与支払届に係る処理をいずれも誤るとは考え難いことから、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人のA社における資格取得日は昭和62年6月1日、資格喪失日は平成元年2月26日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和62年6月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から63年6月までは17万円、同年7月から平成元年1月までは24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から平成2年8月16日まで 私は、申立期間に別の名前でA社に勤務していたので、申立期間について、 厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の事業内容、複数の同僚の氏名について記憶しており、その記憶している内容は、申立期間当時の事業主及び同僚の証言と一致していることから、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「A社に勤務した時は、別の氏名を使用していた。」と証言しているところ、同社に係るオンライン記録によると、申立人が使用していたとする氏名で生年月日が5年相違している基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(資格取得日は昭和62年6月1日、資格喪失日は平成元年2月26日)が確認できる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人が使用していたとする氏名で生年 月日が5年相違している記録が確認できるところ、当該記録は、上述のオンライン記録と一致する。

加えて、申立人が所持している申立期間より後の平成10年、12年及び14年に受け取った年賀状の宛名は、申立人が申立期間当時使用していたとする氏名が記載されている上、当該年賀状の宛先の住所は、申立人の戸籍の附票に記録されている住所と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人の記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和62年6月1日、資格喪失日は平成元年2月26日であると認められる。

また、標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和62年6月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から63年6月までは17万円、同年7月から平成元年1月までは24万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和61年10月から62年6月1日までの期間及び平成元年2月26日から2年8月16日までの期間については、A社は、「当時の資料が無く、申立人の勤務期間は分からない。」と回答している上、当該期間に同社の被保険者記録が確認できる複数の同僚からも、当該期間に係る申立人の勤務実態についての証言は得られない。

また、上述の雇用保険の記録によると、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3472

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和 61 年 3 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号:

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年9月から52年3月まで

② 昭和61年3月から同年9月まで

私は、申立期間①当時、A市B区に住んでいた。国民年金の加入手続及び保険料納付について詳細には覚えていないが、保険料は、元妻が集金人に納付していたか又は免除申請を行ってくれていたはずだ。また、申立期間②当時は、同市C区に住んでいた。保険料の納付時期及び納付金額については、明確に覚えていないが、私が集金人に一括納付した覚えがある。申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付について詳細は覚えていないが、元妻が集金人(国民年金推進員)に納付していたか又は免除申請を行ってくれていたはずだとしているものの、元妻とは連絡が取れないとしていることから、国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年11月24日にA市B区に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って50年9月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間①のうち、同年9月は時効により保険料を納付することができず、申立期間①のうち、同年10月から52年3月までの保険料は過年度納付することが可能であった。しか

しながら、同市では、過年度保険料は取り扱っていなかったとしていることから、集金人に過年度納付することはできなかったものとみられる上、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び同市の国民年金納付記録のいずれも、申立期間①は未納とされており、これら記録に齟齬は無く、不自然な点は見受けられないことから、元妻が申立期間①のうち、50年10月から52年3月までの保険料を集金人に納付したとは考え難い。

さらに、前述の手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立人は、申立期間 ①当時、国民年金に未加入であることから、遡って前年度以前の申立期間①に 係る保険料の免除申請を行うことはできない。

申立期間②については、申立人は、当時、A市C区に居住し保険料は自宅に来た集金人に一括納付したとしているのみで、保険料の納付時期及び納付金額については明確に覚えていないとしていることから、保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及びA市の昭和 61 年 5 月 9 日作成の国民年金保険料検認状況一覧票を見ると、申立人は、59 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失し、61 年 3 月 24 日に強制加入被保険者として再び資格取得していることが確認できることから、同一覧票が作成された同年 5 月頃に国民年金の加入手続が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間②のうち、同年 3 月の保険料は過年度納付すること、及び同年 4 月から同年 9 月までの保険料は現年度納付することが可能であった。しかしながら、前述のとおり、申立人は、申立期間②の保険料は、集金人に一括納付したとしているものの、同市では、集金人による保険料徴収は、54 年 3 月で廃止されており、申立人が主張する納付方法では納付することができない。

さらに、オンライン記録及びA市の国民年金納付記録共に申立期間②は未納とされており、これら記録に齟齬は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付していたこと又は免除されていたこと、及び申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたこと又は免除されていたこと、及び申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。また、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3473

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月及び同年6月

私は、勤務先を退職(平成3年4月)後、次の勤務先に就職するまでの間に、A市B区役所で国民年金への切替手続を行い、同年5月又は同年6月に月額1万円前後の保険料を同区役所、社会保険事務所(当時)又は金融機関のうちのどこかで納付したと思う。それ以前にも厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことがあるため、切替手続の必要性は承知しており、保険料も納付した記憶があるので、申立期間について、国民年金保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職(平成3年4月)後、次の勤務先に就職するまでの間に、A市B区役所で国民年金への切替手続を行い、同年5月又は同年6月に月額1万円前後の保険料を同区役所、社会保険事務所又は金融機関のうちのどこかで納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立人は、2年3月1日に共済組合員の資格を取得したことにより、国民年金被保険者資格を喪失したこととされ、その後、申立人が再び国民年金被保険者資格を取得したのは4年10月22日とされていることが確認できることから、申立人が主張する時期に申立期間に係る国民年金への切替手続が行われていた形跡はうかがえない。

また、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録(1)欄の記載内容を見ると、前述のオンライン記録と同様に被保険者資格の記録は一致しており、これらの記録にも申立期間において申立人が国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このため、申立期間は国民年金に未加入であり、申立人は、申立期間の保

険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (確定申告書、家計簿等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3474

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から52年3月まで

私は、申立期間当時は学生でA市に居住していたが、実家のあるB市から住民票を移していなかったため、私の国民年金の加入手続は、母親が同市で行ってくれた。学生の間の国民年金保険料も、家族の分と一緒に母親が納付してくれていた。平成20年11月頃、ねんきん特別便に書いてある電話番号に電話して、国民年金加入期間について確認した時、未納分は無いとの返答があったため、20歳からの保険料について未納は無いものと思っていた。申立期間について、保険料を納付した記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡していることから、申立期間に係る 国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は2回払い出されている。1回目は、昭和47年12月22日にB市で払い出されていることから、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。しかしながら、同払出簿の申立人の氏名欄に「取消」印が押されているほか、同市の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得年月日欄に「47.*.* 強」、備考欄に「資格事項取消48.1.29 学生の為加入取消」と記載されていることが確認できる。これらのことから、申立人の国民年金手帳記号番号は、47年12月頃に強制加入被保険者として資格取得日を同年*月*日(20歳到達時)に遡って払い出されたものの、その後、同市において、申立人は任意加入対象

者となる学生であると認識し、強制加入被保険者として行った資格取得手続を、 48年1月29日付けで取り消す事務処理が行われたものと推認される。

さらに、国民年金被保険者台帳及びB市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の保険料が納付されていたことを示す記載は見られない上、これら記録に齟齬は無く、不自然な点は見受けられないことから、母親が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、2回目の申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年5月8日に B市で払い出されており、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この 加入手続において、申立人が大学を卒業し、強制加入被保険者となった申立期 間直後の52年4月1日に遡って被保険者資格を取得したものとみられる。こ のことは、同市の国民年金被保険者名簿の資格取得日及び申立人が所持する年 金手帳の資格取得日とも符合する。このため、申立期間は国民年金に未加入と なり、母親は保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は 見当たらない上、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7388

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号:

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月16日から43年9月1日まで 私は中学卒業後、叔父が経営するA事業所に昭和38年3月から43年8月 末まで勤務していた。

申立期間について、A事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所はB県C市にあり、そこで私は仕事をしていた。同事業所の近くには、病院があり、何度か通院したこともある。」と述べており、その内容は申立期間当時の住宅地図とほぼ一致していることから、期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録及び厚生年金保険事業所台帳によると、A事業所は、 厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できず、所在地を管轄する法務 局にも、当該事業所が法人登記された記録は見当たらない。

また、申立人が名前を挙げる当時の事業主は、既に死亡しているため、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げる同僚4人のうち、1人は既に死亡している上、 残る3人については、連絡先が不明のため、申立人のA事業所における厚生年 金保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7389

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正 を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から同年11月まで

年金記録を確認したところ、申立期間における標準報酬月額の記録が低額となっていることが分かったので、実際に支給された給与額に対応する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたものの、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成7年12月31日)より後の8年1月26日付けで、7年8月まで遡って19万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間を含む 同社の設立時から解散時まで代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、保険料を滞納したことは無く遡及訂正について記憶が無いとしているものの、A社において厚生年金保険被保険者であった複数の従業員は、「申立人は、社会保険関係の事務処理に関与していたと思う。」あるいは、

「給与明細書は、申立人が作成していたと思う。」と証言していることから、 社会保険事務所(当時)が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立 人の一切の関与も無しに、当該遡及訂正について無断で処理を行ったとは考え 難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。